◆◆メールマガジン「事業用自動車安全通信」第２５３号（H26. 6. 20）◆◆

＝はじめに＝
このメールマガジンは、国土交通省において収集した事業用自動車に関する事故情報等のうち重大なものについて、皆様に情報提供することにより、その内容を他山の石として各運送事業者における事故防止の取り組みに活用していただくことを目的として配信しています。

＝目　次＝
１．重大事故等情報＝６件（６月１３日～６月１９日分）
（１）乗合バスの転落事故、乗客無し
（２）貸切バスと乗用車の衝突事故、乗客軽傷１１名
（３）個人タクシーが道路を横断中の歩行者をはね死亡
（４）タクシーのひき逃げ死亡事故
（５）タクシーと乗用車が衝突、運転者及び乗客死亡
（６）高速道路での車両火災で通行止め

２．貸切バス事業者に対する集中監査の実施について
３．ホイール・ボルト折損による大型車の車輪脱落事故が増加しています！
４．北陸道高速バス事故を受けた安全対策について
５．運輸安全マネジメントに係る安全管理規程の届出等の義務付け対象が拡大されました！
６．自動車運送事業の監査方針及び行政処分等の基準が改正されました！
７．大型トラックが自転車等を巻き込む左折死亡事故が多発しています！
（関東運輸局がプレスリリース）
８．関越道高速ツアーバス事故を受けた「高速・貸切バスの安全・安心回復プラン」について
９．高速乗合バス及び貸切バスの交替運転者の配置基準の策定について
１０．トラックの保有車両数が５両未満の営業所でも運行管理者の選任が必要となります！
１１．国土交通省で作成したマニュアルを集約しました！

◇◇◇

スが、センターラインをはみ出してきた乗用車と衝突し、そのまま路外に転落した。
事故当時の乗客はなし、バスの運転者に怪我はなく、衝突した乗用車の運転者の怪我の程度は不明である。

（２）貸切バスと乗用車の衝突事故、乗客軽傷１１名
６月１５日（日）午前８時４０分頃、千葉県内の国道交差点において、同県に営業所を置く貸切バスが、乗客２１名を乗せた直進で進入したところ、左側より進入してきた乗用車が衝突した。
このはずみでバスの右側がガードレールに衝突し、停止した。
この事故により、衝突してきた乗用車のドライバーが意識不明、乗客４名も救急搬送された。
翌日以降、他の乗客も別途病院の診察を受け、合計１１名が軽傷を負った。

（３）個人タクシーが道路を横断中の歩行者をはね死亡
６月１３日（金）午後１１時４７分頃、栃木県内の県道において、同県に営業所を置く個人タクシーが、乗客１名を乗せて片側３車線（本線２車線、側道１車線）の右側を走行中、左側より道路を横断してきた歩行者をはね、死亡させた。
なお、乗客にけがはなかった。
事故の詳細については調査中。

（４）タクシーのひき逃げ死亡事故
６月１６日（月）午前０時１５分頃、北海道内の市道において、道内に営業所を置くタクシーが空車で運行中、路上横臥者をひいて死亡させた。
事故後運転手は一度現場を離れたが、しばらくして戻って来て、警察官に「自分がはねたかもしれない」と申告し、ひき逃げの疑いで逮捕された。
警察の調べに対し、「路上に横たわっているのを確認したが避けきれなかった」と供述しているとのこと。

（５）タクシーと乗用車が衝突、運転者及び乗客死亡
６月１６日（月）午前５時１５分頃、宮城県内の交差点において、同県に営業所を置くタクシーが乗客１名を乗せて運行中、乗用車と衝突した。
この事故により、当該タクシーの運転者が死亡、当該乗客は病院へ搬送され集中治療室で治療中であったが死亡、当該乗用車の運転者は軽傷を負った。
事故当時、当該乗用車が赤点滅信号を一時停止せず進入し衝突した模様。

（６）高速道路での車両火災で通行止め

６月１５日（日）午前３時３５分頃、神奈川県内の高速道路において、愛知県に営業所を置く大型トラックがプラスチック製品（１３ｔ）を積み運行中、車体から出火し、車両が全焼した。
これによるけが人はいなかった。
当該事故により、当該道路は約 12 時間通行止めとなった。
事故の原因は調査中。

◇◇◇

警察とも連携した原因調査の中では、事故発生前に運転者が意識を消失していた可能性が高いとみて調査分析を進めておりますが、そのような状況に至った直接的な原因を特定するには時間を要する見通しとなっております。
高速バスの輸送の安全確保は喫緊の課題であることから、今般、運転者の体調急変に伴う事故を防止するための更なる対策を講じます。

詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。
→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_tk2_000033.html

◇◇◇

また、一方で軽微な違反として警告にとどめる範囲を拡大し、効率的・効果的な監査の実施を図ってまいります。
新監査方針は平成２５年１０月１日から施行、新処分基準は平成２５年１１月１日から施行。
詳細は以下の自動車局ＨＰに掲載されておりますので、ご覧下さい。

→　http://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03punishment/baseline.html

◇◇◇

お知らせ致します。
（各検討会）
・「バス事業のあり方検討会」
・「貸切バス運賃・料金制度ワーキンググループ」
・「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」
・「高速ツアーバス等の過労運転防止のための検討会」

→　http://www.mlit.go.jp/page/kanbo01_hy_002069.html

◇◇◇

限りではない。

公布：平成２５年３月２９日
施行：平成２５年５月１日

◇◇◇

＊自動車局ホームページ
（　http://www.mlit.go.jp/jidosha/index.html　）

＊自動車の不具合情報はこちら
最近、自動車に乗っていたら異常発生、なんてことありませんでしたか。そんな時は、車検証を用意して、国土交通省「自動車不具合情報ホットライン」に連絡です。皆様の声は、車種ごとに、ホームページ上で公開され、メーカーがきちんとリコールをしたり、メーカーのリコール隠しを防ぐために活用されます。
・ホームページ受付　（　www.mlit.go.jp/RJ/　）
・フリーダイヤル受付　０１２０－７４４－９６０
（平日 9:30～12:00　13:00～17:30）
・自動音声受付　　０３－３５８０－４４３４（年中無休・24 時間）

＊自動車のリコール等の通知等があったときは！
使用されている自動車について、自動車ディーラーなどから、リコール又は改善対策の通知が送付されたり、その対象であることが新聞等で公表されたときは、安全・環境への影響から、その自動車の修理を行うことが必要になったということです。道路運送車両法により、自動車ユーザーは、自分の自動車が保安基準に適合するよう点検・整備する義務がありますので、忘れずに修理を受けましょう。

◆◆◆